

# 上天草市小規模工事等契約希望者登録申請の手引き

## 1 小規模工事等契約希望者登録制度について

- (1) この制度は、上天草市内で建設業を営む方で、入札参加資格審査は受けていなくても小額で内容が軽易な工事等の受注・施工を希望する方を登録し、市が発注する小規模な建設工事や修繕において積極的に業者選定の対象とすることにより、市内業者の受注機会の拡大を図り、市内経済の活性化に寄与することを目的としています。
- (2) 小規模工事等の範囲は次の各号の全てに該当するものです。
  - ア 市が発注する小規模な建設工事や修繕
  - イ その内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易なもの
  - ウ 1件の工事金額が30万円以下のもの
- (3) 契約者の決定は、原則として複数の業者での見積合せにより、最低価格を提示した方と契約することになります。

また、見積合せに指名されても、都合により辞退することができます。  
ただし、必ず発注課まで辞退届を提出してください。
- (4) 施工は、上天草市契約規則、その他関係法令や規則に基づき信義に従い誠実に履行しなければなりません。

なお、いわゆる丸投げ等の一括下請けは禁止されていますので、必ず自ら施工できる範囲の業種(最大3業種)で登録してください。そして、現場の施工管理は、必ず代表者又は直接かつ恒常的に雇用されている代理人が行ってください。

## 2 登録できる方・できない方

- (1) 登録できる方

上天草市内に主たる営業所又は住所を置いて建設業を営んでいる方で、建設業の許可の有無や経営組織、従業員数等は問いません。
- (2) 登録できない方

次の各号のいずれかに該当する方は、登録することはできません。

  - ア 上天草市内に主たる営業所も住所も有しない方
  - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ていない方
  - ウ 上天草市契約規則に基づく工事の入札参加有資格者名簿に登録されている方
  - エ 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない方

※ 例:電気工事、管工事、消防施設工事
  - オ 市税を滞納している方
  - カ 公共工事の相手方として不相当と認められる者

### 3 登録申請の方法

登録を希望する方は、登録申請書に次に掲げる書類を添付し提出してください。

- (1) 市税に未納がない証明書(申請時点で1ヶ月以内のもの)
- (2) 登録をしようとする者が法人の場合は、登記事項証明書
- (3) 登録をしようとする者が個人の場合は、運転免許証、健康保険証等の氏名及び住所が確認できる書類の写し並びに身分証明書(本籍地が発行する証明書)
- (4) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し

### 4 登録の受付

登録の受付期間は、令和5年8月1日から令和5年8月21日までです。

申請書の配布・受付は、総務部監理課契約検査係で行います。また、申請書は市ホームページからダウンロードできます。

### 5 登録の有効期間

有効期間は、令和5年9月1日から令和7年8月31日までです。

### 6 名簿の活用及び公表

小規模工事等契約希望者登録名簿は、本市が発注する小規模工事等における業者選定に活用されます。

また、契約制度の透明性確保のために、閲覧、市ホームページ等にて一般にも公開しますのであらかじめご了承ください。

ただし、この名簿に登載されても見積の徴取や契約を約束するものではありません。

なお、登録後に市税を滞納していることが明らかとなった場合は、完納までの期間は指名の対象外となります。

### 7 登録事項の変更等

登録名簿に登載された後で、登録事項に変更があった時や事業を廃止した時には、小規模工事等契約希望者登録事項変更届・廃止届を速やかに提出してください。

### 8 登録の取り消し

登録名簿に登載されている者が、次のいずれかに該当した場合は、登録を取り消します。

- (1) 2の(2)に該当するようになった場合

- (2) 倒産又は破産した場合
- (3) 契約に関して談合等の独占禁止法、その他関係法令に違反する行為を行うなど不正又は不誠実な行為があった場合

## 9 契約の締結

契約を締結することになった場合は、発注者の指示に従って必ず書面(契約書又は請書)により契約してください。

また、契約保証金は原則として免除します。

なお、契約締結後(発注後)の辞退はできませんのでご注意ください。もし、辞退があった場合、8の(3)に該当するものとして登録を取り消すこともあります。

## 10 請負代金の支払い

施工完了後の検査に合格後(手直しがあった場合はその完了後)、受注者からの請求に基づき支払います。

なお、前払金や部分払金はありません。

### 問合せ、登録受付先

〒869-3692

上天草市大矢野町上 1514 番地

上天草市 総務部 監理課 契約検査係

TEL 0964-26-5533